

公益の風 #61



東北公益文科大学大学院 修士課程修了

相馬 壮

私は東北公益文科大学大学院で、山形県における就学援助制度の実態についての研究を行った。就学援助制度は学校教育法第19条の「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」に基づいて実施されている。対象となるのは、公立の小学生および中学生のうち、生活保護を受給している世帯及びそれに準じる世帯の子どもだ。この基準に該当する全国約121万人のうち、保護者が申請を行う子どもに、学用品や通学費、修学旅行費などの援助を行っている。

「就学援助制度をより多くの子どもへ」

山形県の就学援助率は7.05%と全国平均を下回り、47都道府県で最も低い数値となっている。修士論文では、その原因を考察するため、山形県を対象に就学援助制度の運用に関する分析を行った。具体的には、山形県内35市町村教育委員会を対象に、各市町村の就学援助率や運用実態に関する質問紙による調査を行った。その結果、県内で就学援助率に大きな開きがあることがわかった。また、運用実態においても、市町村ごとの取り組みの傾向の違いを確認した。分析の結果、保護者が

しかし就学援助制度の運用は全国的に統一されていないため、都道府県や市町村単位での差が存在している。加えて、就学援助制度の利用率を表す就学援助率は、全国平均で13.71%であり、全国の公立小中学生が約900万人であるうちの1割程度にしか利用されていない。全ての世帯が利用可能となるわけではないものの、実際には市町村が定めた基準をぎりぎり上回り、利用できなかったというケースも存在している。このことから、就学援助制度は経済的に苦しい世帯の子どもへの支援という目的達成に多くの課題を残している。

就学援助を申し込むことを避ける要因が明らかになった。特に「地域の人に見られている、知られている」という心理的障壁により、保護者が申請を避けることが挙げられた。また、一度申請したが適用外となり、援助を受けられなかった経験から申請しないケースもあった。このようなケースは複数の市町村で存在しており、保護者に対して何度も申請しても問題ないことを伝えていくべきであると考ええる。

また別の要因として、山形県では学校が就学援助制度の窓口として扱っている市町村が多く、教育委員会と学校のつながりが制度運用に影響を与えていることが窺えた。教育委員会が学校事務職員を対象に説明会を行っている市町村もあったが、少数だった。支援を必要とする子どもたちのために、教育委員会と各小中学校との密な連携が求められている。

就学援助制度は、経済状況に関わらず全ての子どもに学校教育を受ける権利を保障する制度である。就学援助制度をより多くの人に知ってもらう機会を増やしていけたらよいと考ええる。



山形県と全国平均の就学援助率の推移 (1995年～2023年)